

入札監理小委員会における審議結果報告

消費者庁のネットワークシステム運用支援業務

消費者庁のネットワークシステム運用支援業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において民間競争入札を実施することとされ、運用支援業務を含めたシステム全体の枠組みの検討を経て、平成26年3月から29年12月までの3年9か月を契約期間として実施することとなった。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 確保されるべき公共サービスの質について

【論点】

運用業務として次期LANへの移行に関する業務があるが、内容が明確になっていない。

【対応】

移行業務に関して項を追加し、会議等への参加、テスト支援等の内容を追加した。

（資料1-2 一連番号 PP.4～5、PP.46～47、PP.56～59）

2. 入札参加資格に関する事項について

【論点】

共同事業体で応募する場合の代表者以外の構成員の資格について、過大となっているのではないか。

【対応】

「(12) 過去5年以内に消費者庁LANと同等規模（ユーザ500人程度）以上でデータセンター及びネットワーク回線利用を含むシステムの運用業務を請け負った実績があること。」を代表者のみに求めるようにした。

（資料1-2 一連番号 P7）

3. 入札に参加する者の募集に関する事項について

【論点】

資料閲覧期間の補足に「次期消費者庁LANに係る設計・構築，機器の賃貸借・保守，データセンター，回線及びシステム管理業務一式仕様書」を付け加えるべきではないか。

【対応】

資料閲覧期間の補足に「次期消費者庁LANに係る設計・構築，

機器の賃貸借・保守，データセンター，回線及びシステム管理業務一式仕様書」を追加した。
(資料 1-2 一連番号 P8)

4. 従来の実施状況に関する情報の開示について

【論点】

この調達から業務量が減ることが書かれているが、どの程度の業務がなくなるかがわからないと、応募しようとしている者は見積もりができないのではないか。

【対応】

別紙 2 にある時間から次期運用支援業務項目と次期システム管理業務（調達対象外）をわけて、対象外となる想定時間を記載し、また別紙 3 として、現行の運用業務のうち、調達対象業務と対象外となる業務の資料を追加した。

(資料 1-2 一連番号 P16、P19)

5. パブリックコメントの結果報告

1 件も意見が寄せられなかった。